



令和3年度実績



犬山市立
図書館

市立図書館基本方針

1. 図書館資料の充実

- 多様なニーズに対応した資料の充実
- 郷土の歴史や文化に関する資料の充実
- 電子媒体による情報提供の充実

2. 図書館ネットワークの充実

- 学校図書館との連携強化
- 広域連携の強化

3. 読書の普及啓発

- 家庭・地域・学校などにおける読書の推進
- 子ども読書活動の推進

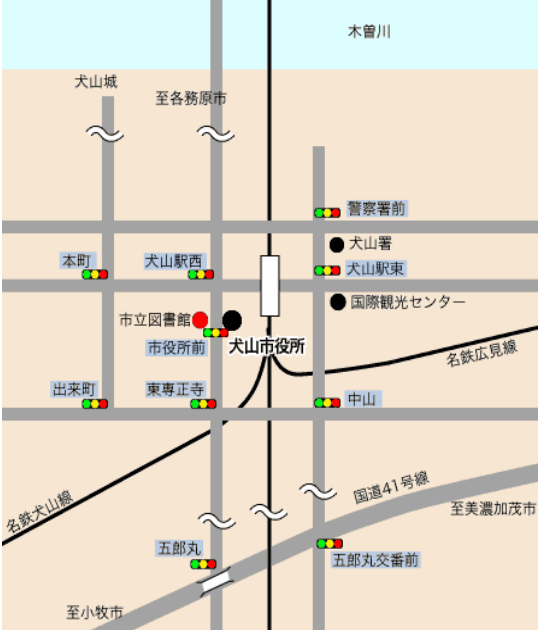
犬山市は、第5次犬山市総合計画で、市民と行政が共有する10の“まちづくり宣言”を定めております。市立図書館が位置する生涯学習の分野では「豊かな心と生きる力をはぐくむ教育の実現」をうたっております。この実現に向けて、市民の学習目的や学習要求がますます多様化する中で、図書館は新たな社会の要請に対応した情報提供施設としての役割を果たしていく必要があります。また、読書の拠点施設として、地域、家庭、学校などと連携して、子どもたちが本に親しむことができる取り組みや成人に対する読書の定着を推進していきます。

目 次

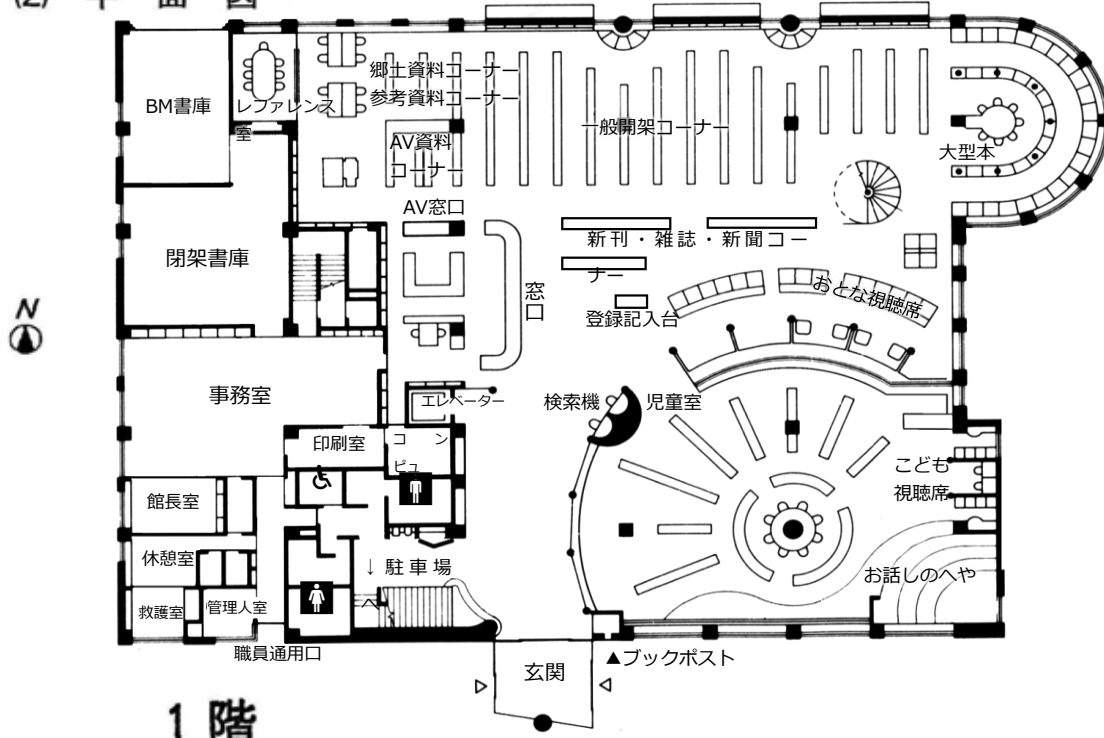
1 . 図書館の概要	1
(1) 建物の概要	1
(2) 平面図	2
(3) 利用案内	3
(4) 「団体貸出」対象校（園）一覧	5
(5) 職員体制・機構図	6
(6) 図書館関係予算	7
(7) 図書館協議会	8
2 . 図書館資料	9
(1) 蔵書統計（分類別）	9
(2) 視聴覚資料	10
(3) 所蔵新聞	10
(4) 所蔵雑誌	11
(5) 特別コレクション	12
3 . 利用統計	14
(1) 図書貸出冊数	14
(2) 利用者数	14
(3) 視聴覚資料利用点数	14
(4) 登録者数	15
(5) 予約受付数	15
(6) リクエスト受付数	15
(7) コピーサービス利用枚数	15
(8) 学習室利用人数	16
(9) ホームページ資料検索アクセス回数	16
(10) 本のリサイクル市	16
(11) 相互貸借冊数	16
(12) 年間最多利用図書・ベストリーダー	17
4 . 利用状況の推移	18
5 . 図書館実施事業	19
(1) 行事	19
(2) ボランティアグループ等	24
6 . 図書館のあゆみ	25
7 . 条例及び規則、要綱	27

1. 図書館の概要

(1) 建物の概要

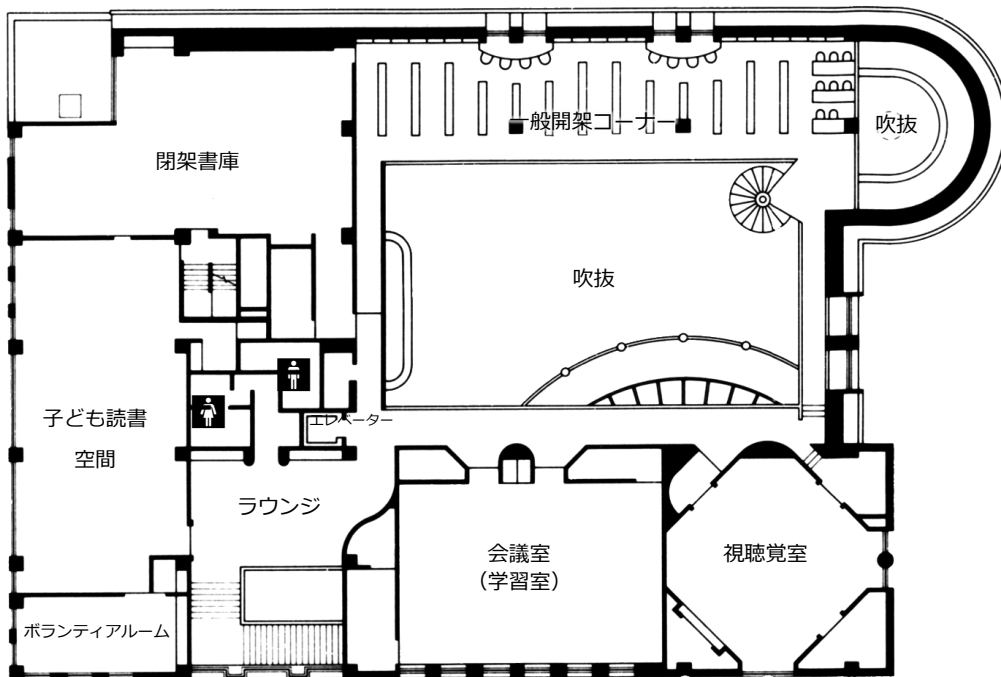
所在地	犬山市大字犬山字東古券322番地1		駐 車 場	76台分（地上20台、地下56台） ※うち、地下に車椅子専用駐車スペース（2台分）あり。		
市内位置図 	駐 輪 場	100台分（すべて地上にあり）		工 期	・ 着手＝1989年（平成元年）2月17日 ・ 完了＝1990年（平成2年）7月31日	
	総事業費	2,282,774千円		(内 訳)	・ 建築費 1,518,630千円	
					・ 用地費 379,906千円	
					・ 資料費 106,000千円 (図書購入費)	
					・ 資料費 11,550千円 (視聴覚資料購入費)	
					・ 備品購入費 266,688千円	
	敷地面積	3,601.77平方メートル		補 助 金	国庫補助額 84,000千円	
	建築面積	1,584.72平方メートル			県費補助額 30,000千円	
	延床面積	5,000.63平方メートル		収 蔵 冊 数	・ 一般開架 80,000冊	
	各階面積	3 階	146.68平方メートル		設計・監理業者	株式会社 和(やまと) 設計事務所
2 階		1,135.30平方メートル	施 工 業 者		建 築	株式会社 熊谷組名古屋支店
1 階		1,541.32平方メートル			空 調	三建・田中建設共同企業体
地下1階		2,138.33平方メートル			電 気	新東・文化電気共同企業体
駐輪場		39平方メートル			給排水、衛生	共和・今井建設共同企業体
構 造	鉄筋コンクリート造 (一部は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造)			特注家具	株式会社 名鉄百貨店	
			合 計	203,000冊		

(2) 平面図



1階

(面積 1,541.32平方メートル)



2階

(面積 1,135.30平方メートル)

(3)-1 利用案内（本館）

1. 開館時間 午前10時～午後6時

2. 休館日 ①毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は、次の平日）

②年末年始（12月28日～1月3日）

③特別整理期間（年間15日以内）

※令和3年度の年間開館日数は281日

3. 本の貸出方法

① 貸出期間

<個人> 15日以内

<団体> 3カ月間—子ども未来園、幼稚園、小学校、中学校、児童センター
4カ月間—善師野公民館

② 貸出点数

図書・雑誌・地図 10点以内

紙芝居・貸出用郷土図書 3点以内

視聴覚資料 2点以内

（ビデオ・CD・カセットテープ・DVD）

合わせて10点以内

（楽田ふれあい図書館を含む）

③ 図書館カードによる貸し出し

愛知県、岐阜県に居住する人

※犬山市立図書館管理規則第5条第1項に基づく。

※登録時には、免許証・保険証などの住所が確認できる証明書類が必要

④ 予約

読みたい資料（課題図書は除く）が貸出中の場合、10点まで予約できる。うち、視聴覚資料は2点まで予約できる。

⑤ インターネットの利用による予約・貸出期間の延長（予約は市民のみ）

インターネットを利用して10点まで貸出資料・在架資料を予約することができる。また延長の手続きも行うことができる。（別途利用登録が必要）

⑥ リクエスト（市民のみ）

利用者（市民に限る）からの要望により図書館に所蔵のない本を購入もしくは他の図書館から借用（相互貸借）して提供している。（予約、リクエスト全て合わせて10点まで）

⑦ 障がい者郵送貸出サービス

身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由の1級、2級の人を対象で、図書を郵送で1人3点まで、30日間借りることができる（郵送料無料）。

4. 視聴覚資料の利用

AVコーナーに視聴用ブース7台を設置している。（AVカウンターで受け付け後、指定のブースで視聴）

5. 図書館資料検索

利用者開放端末（タッチパネル式）が2台設置してあり、図書、雑誌、ビデオ・CD・DVDなどのAV資料が自由に検索できる。

6. 図書資料コピーサービス

図書館の所蔵図書・資料については、著作権法に基づき「資料複写申込書」を記入のうえ、複写が可能となる（サイズにかかわらず、モノクロ1枚10円、カラー1枚50円）。

7. 視覚障がい者等への録音図書等の貸出

視覚障がいのある方など、活字での読書が困難な方々に対して、録音図書（デージー図書、カセットテープ図書）、点字図書の貸出をしている。また、電子図書館「サピエ図書館」（視覚障害者情報総合ネットワーク）に入会し、点字図書・デージー図書のデータを、直接ダウンロードして利用することもできる。

■1度に借りられる図書・・・録音図書は3点まで、点字図書は10点まで

■借りられる期間・・・30日以内

8. 読書通帳の配布

市内在住・在学・在園の小学生、幼児を対象に「読書通帳」を配布している。「読書通帳」とは図書館等で読んだ本について書き込むことのできる、銀行（金融機関）の通帳を模したメモ帳のことで、1冊で30冊分の本について書くことができる。5冊貯まると記念品が貰える。

(3)-2 利用案内【楽田ふれあい図書館】

1. 開館時間 午前10時30分～午後5時

2. 開館日 毎週土曜日、日曜日
但し年末年始（12月28日～1月3日）、特別整理期間（年間15日以内）は休館
※令和3年度の年間開館日数は94日

3. 本の貸出方法

① 貸出期間

個人のみ15日以内

② 貸出点数

図書・雑誌・地図	10点以内	} 合わせて10点以内 (本館を含む)
紙芝居・貸出用郷土図書	3点以内	
視聴覚資料 (ビデオ・CD・カセットテープ・DVD)	2点以内	
寄贈図書	5点以内	合計15点以内

③ 図書館カードによる貸し出し }
④ 予約 } 本館と同じ

4. 図書館資料検索

利用者開放端末（タッチパネル式）が1台設置してあり、図書、雑誌、ビデオ・CD・DVDなどのAV資料が自由に検索できる。

5. 図書資料コピーサービス

図書館の所蔵図書・資料については、著作権法に基づき「資料複写申込書」を記入のうえ、複写が可能

となる（サイズにかかわらず、モノクロ1枚10円）。

(4) 「団体貸出」対象校(園)一覧

■「団体貸出」対象保育園・幼稚園

保育園名	巡回の回数	貸出冊数
五郎丸子ども未来園	年4回	絵本50冊 紙芝居40点
上木子ども未来園		
城東子ども未来園		
今井子ども未来園		
羽黒子ども未来園		
楽田子ども未来園		
羽黒北子ども未来園		
楽田西子ども未来園		
丸山子ども未来園		
城東第2子ども未来園		
羽黒南子ども未来園		
楽田東子ども未来園		
橋爪子ども未来園		
犬山幼稚園		
こすもす園		
白帝保育園		

■「団体貸出」対象校(小・中学校)

学校名	巡回の回数	貸出冊数
今井小学校	年4回	上限 各150冊
栗栖小学校		
池野小学校		

■「団体貸出」公民館・児童センター

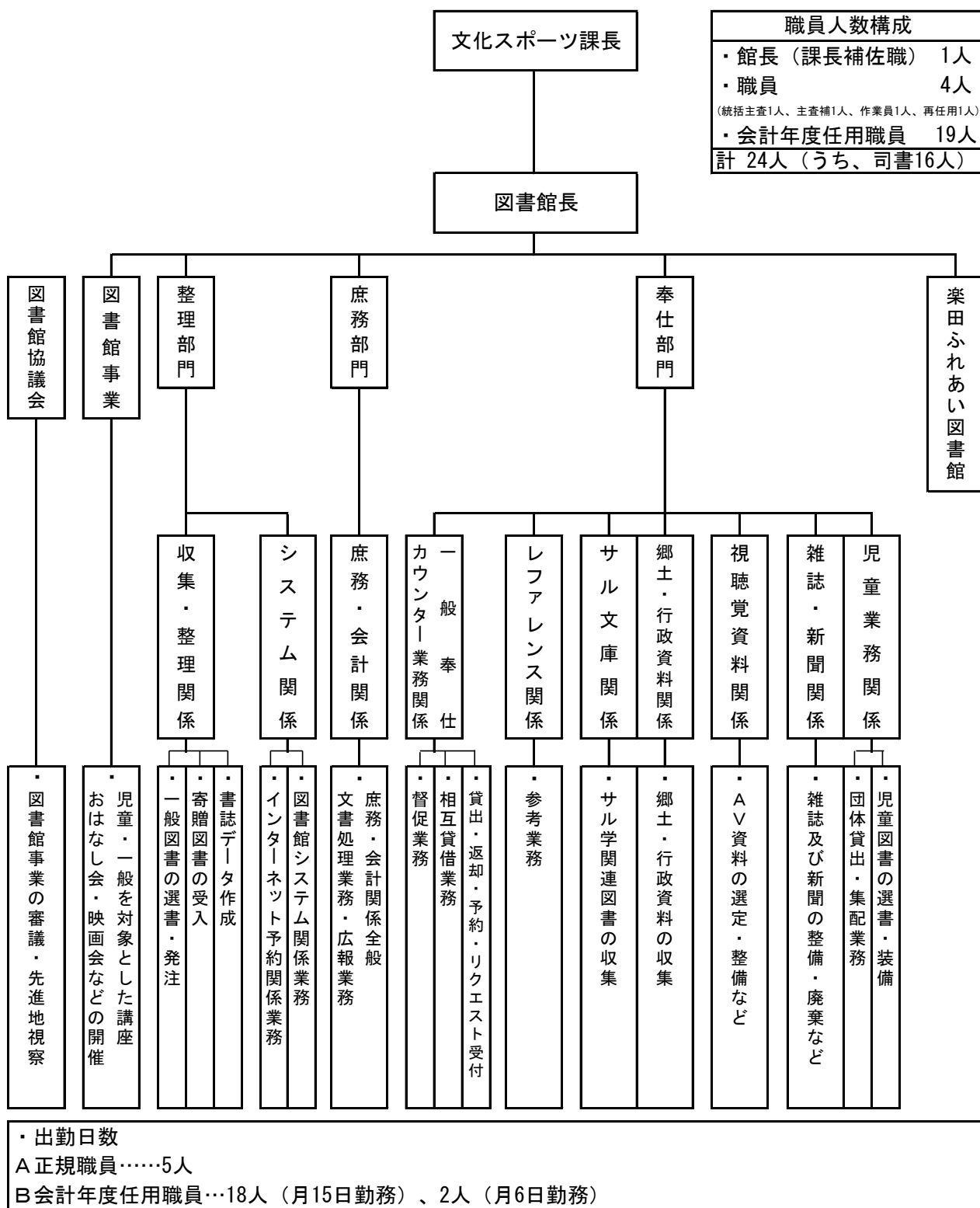
施設名	巡回の回数	貸出冊数
善師野公民館	年3回	75冊
東児童センター	年4回	50冊
城東児童センター		
犬山西児童センター		
犬山南児童センター		
羽黒児童センター		
楽田児童センター		
中央児童館		

※「団体貸出」対象校(園)、児童センター及び善師野公民館には3カ月から4カ月に1度巡回。

(5) 職員体制・機構図

(犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課図書館)

令和4年3月31日現在



(6) 図書館関係予算

① 図書館予算構成比率

	金額	構成比率
一般会計予算	26,413,708 千円	100.00%
教育費	3,218,886 千円	12.19%
社会教育費	641,881 千円	2.43%
図書館費	227,929 千円	0.86%
	(社会教育費内)	35.51%

② 図書館費

(単位：千円)

節	当初予算額		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1. 報酬	26,082	28,827	28,521
2. 給料	14,475	16,501	16,686
3. 職員手当等	12,047	15,474	15,789
4. 共済費	8,885	10,005	10,423
7. 賃金	—	—	—
7. 報償費	450	400	400
8. 旅費	732	903	932
10. 需用費	11,933	12,455	13,111
消耗品費	4,093	4,246	4,960
(うち、資料購入費として)	(2,869)	(2,090)	(2,250)
燃料費	0	8	0
食糧費	0	0	0
印刷製本費	362	418	325
光熱水費	7,095	7,323	7,005
修繕料	383	460	821
11. 役務費	928	1,039	1,476
通信運搬費	806	807	1,347
手数料	10	147	18
火災保険料	86	85	85
自動車損害保険料	26	0	26
12. 委託料	25,817	30,862	58,359
13. 使用料及び賃借料	5,945	6,986	8,036
14. 工事請負費	91,970	2,771	61,590
17. 備品購入費	14,900	14,960	12,550
(うち、図書購入費として)	(14,750)	(14,545)	(12,550)
18. 負担金	40	48	48
25. 積立金	2	1	1
27. 公課費	7	0	7
図書館費合計	214,213	141,232	227,929

※ 令和2年度より会計年度任用職員の賃金が報酬へ含まれるようになった。

(7) 図書館協議会

犬山市図書館協議会委員名簿

選 出 区 分	役 職 名
◎学 識 経 験 者	名古屋経済大学図書館館長
学 識 経 験 者	元皇学館大学教育学部教育学科助教
○家庭教育の向上に資する活動を行う者	どんぐり文庫主宰
学 校 教 育 関 係 者	楽田小学校校長
社 会 教 育 関 係 者	犬山市社会教育審議会委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	犬山市立図書館ボランティア連絡会代表 (けるるんくっく)

◎は委員長、○は副委員長

(令和4年3月31日時点)

※犬山市図書館協議会（定数10人以内、現委員数6人）は、平成2年10月に設置された。

平成17年度より開催を休止し、社会教育審議会において図書館に関する審議を行っていた。しかし、図書館の目標基準の見直しや子ども読書活動推進計画の策定など、今後の図書館運営に関する諮問機関として必要なため、平成20年7月より再開された。年に2回行われる会議では、図書館の利用状況（年間貸出冊数・年間利用者数など）を報告するほか、その年度に行われる事業計画が審議される。

2. 図書館資料

(1) 図書館資料(蔵書統計)

(令和4年3月31日現在、単位：冊)

区分 分類	令和2年度	令和3年度増加冊数			令和3年度	令和3年度	令和3年度末蔵書冊数			
	蔵書冊数	本館	楽田	計	除籍冊数	保管換等冊数 <small>注1)</small>	本館	楽田	全館合計	
一般書	0類 総記	3,512	113	6	119	223	-15	3,339	54	3,393
	1類 哲学	5,471	183	4	187	296	4	5,246	120	5,366
	2類 歴史	12,751	451	3	454	714	42	12,005	528	12,533
	3類 社会科学	19,227	760	12	772	1,328	0	18,300	371	18,671
	4類 自然科学	9,937	467	21	488	519	1	9,488	419	9,907
	5類 工学・家政	14,540	668	15	683	857	21	13,494	893	14,387
	6類 産業	5,719	239	6	245	256	2	5,543	167	5,710
	7類 芸術	14,314	451	12	463	484	9	13,865	437	14,302
	8類 言語	2,382	81	0	81	128	0	2,253	82	2,335
	9類 文学	60,870	2,023	125	2,148	3,000	89	53,796	6,311	60,107
	郷土資料	7,144	247	29	276	80	5	7,117	228	7,345
	その他 ²⁾	11,753	356	47	403	470	-10	11,511	165	11,676
	小計	167,620	6,039	280	6,319	8,355	148	155,957	9,775	165,732

児童書	0類 総記	628	33	2	35	22	22	572	91	663
	1類 哲学	590	49	1	50	35	3	524	84	608
	2類 歴史	2,990	65	4	69	95	0	2,560	404	2,964
	3類 社会科学	2,901	131	12	143	23	-2	2,550	469	3,019
	4類 自然科学	5,659	266	20	286	110	-2	5,047	786	5,833
	5類 工学・家政	1,999	126	8	134	13	0	1,800	320	2,120
	6類 産業	1,257	114	7	121	4	0	1,196	178	1,374
	7類 芸術	2,913	107	1	108	172	0	2,404	445	2,849
	8類 言語	644	44	1	45	26	0	531	132	663
	9類 文学	19,916	480	35	515	489	11	17,369	2,584	19,953
	絵本	25,737	833	64	897	371	-377	22,419	3,467	25,886
	紙芝居	3,115	6	0	6	16	1	2,904	202	3,106
	漫画	2,421	3	86	89	30	12	1,886	606	2,492
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	70,770	2,257	241	2,498	1,406	-332	61,762	9,768	71,530	

合計	238,390	8,296	521	8,817	9,761	-184	217,719	19,543	237,262
----	---------	-------	-----	-------	-------	------	---------	--------	---------

※ 令和3年度末蔵書冊数(本館+楽田)が「総計」である。

※ 令和3年度の年間購入冊数は7,494冊、年間寄贈受入冊数は1,280冊、その他追加冊数は43冊である。

※ 楽田ふれあい図書館の増加冊数及び蔵書冊数は、バーコード管理図書のみの数値であり、バーコード管理されていない書誌・所蔵データ未登録の寄贈図書を含まない。

注1) 保管換等冊数は、令和3年度中に保管場所の変更や分類変更を行った冊数である。

注2) その他は、地図、漫画、参考図書、サル文庫、平和図書、洋書、一般向け紙芝居、デジターを合計したものである。

(2) 視聴覚資料 (A V 資料)

・映像資料

(単位：点)

種類 分類	VHS (館内利用)	VHS (館外利用)	L D (館内利用)	DVD (館内・館外)	計
邦画	236	25	120	74	455
洋画	275	69	276	83	703
音楽	6	2	119	8	135
スポーツ	0	2	7	10	19
生活・紀行	16	64	99	201	380
趣味	11	22	33	30	96
教育	8	3	23	69	103
アニメ	190	60	99	211	560
児童	26	4	22	12	64
その他	1	2	2	7	12
計	769	253	800	705	2,527

・聴覚資料

(単位：点)

種類 分類	C D (館外利用可)	C T (館外利用可)	計
邦曲 (ホビュラー)	963	6	969
洋曲 (ホビュラー)	298	0	298
クラシック	486	6	492
邦楽	47	21	68
演劇・落語	71	17	88
民族音楽・ 外国の音楽	25	0	25
文芸作品	115	686	801
効果音・ 実況記録	79	0	79
児童	111	9	120
その他	177	75	252
計	2,372	820	3,192

VHS：ビデオテープ

L D：レーザーディスク

(令和4年3月31日現在)

C D：コンパクトディスク

C T：カセットテープ

(3) 所蔵新聞

中日新聞 (夕刊あり)	日本経済新聞 (夕刊あり)	週刊読書人
朝日新聞 (夕刊あり)	日刊工業新聞	ジャパンタイムズ
毎日新聞 (夕刊あり)	中日スポーツ	読売KODOMO新聞
読売新聞	日刊スポーツ	
産経新聞	毎日小学生新聞	

・その他刊行物

尾北ホームニュース	高校生新聞
-----------	-------

(4) 所蔵雑誌

No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊
1	AERA	週刊	39	クロワッサン	月2回	77	航空ファン	月刊
2	anan	週刊	40	こどものとも	月刊	78	山と溪谷	月刊
3	BE-PAL	月刊	41	こどものとも 年少版	月刊	79	子供の科学	月刊
4	BICYCLE CLUB	月刊	42	こどものとも 年中向	月刊	80	自家用車	月刊
5	CLASSY.	月刊	43	こどもの本	月刊	81	趣味の園芸	月刊
6	ESSE	月刊	44	この本読んで	季刊	82	週刊ベースボール	週刊
7	JTB時刻表	月刊	45	サッカーマガジン	月刊	83	週刊朝日	週刊
8	LFE	月刊	46	サライ	月刊	84	週刊東洋経済	週刊
9	LEON	月刊	47	サンキュ	月刊	85	週刊文春	週刊
10	MEN'S NON-NO	月刊	48	サンデー毎日	週刊	86	将棋世界	月刊
11	MOE	月刊	49	ジュニアエラ	月刊	87	小説現代	月刊
12	文學界	年3回	50	厚生労働	月刊	88	小説新潮	月刊
13	MORE	月刊	51	小説幻冬	月刊	89	世界	月刊
14	NEWSがわかる	月刊	52	スクリーン	月刊	90	相撲	月刊
15	Newton	月刊	53	すてきにハンドメイド	月刊	91	短歌	月刊
16	Newtype	月刊	54	スマッシュ	月刊	92	中央公論	月刊
17	nicola	月刊	55	ダ・ヴィンチ	月刊	93	鉄道ファン	月刊
18	nonno	月刊	56	たくさんのふしぎ	月刊	94	天文ガイド	月刊
19	Number	隔週	57	つり情報	月刊	95	東海ウォーカー	月刊
20	PHP	月刊	58	日経ヘルス	隔月	96	東海じゃらん	月刊
21	PHPスペシャル	月刊	59	フォトコン	月刊	97	特選街	月刊
22	SKI GRAPHIC	月刊	60	バスケットボール	月刊	98	日経TRENDY	月刊
23	SUMAI no SEKKEI	隔月	61	ひらがなタイムズ	月刊	99	日経マネー	月刊
24	ドゥーパ!	隔月	62	プレジデント	月2回	100	猫びより	隔月
25	TIME	週刊	63	プレジデントファミリー	季刊	101	俳句	月刊
26	Wan	隔月	64	ポップティーン	月刊	102	美しいキモノ	季刊
27	With	月刊	65	ミステリーマガジン	隔月	103	美術手帖	隔月
28	アルパトロスビュー	月2回	66	日経PC21	月刊	104	婦人画報	月刊
29	エクラ	月刊	67	アクアライフ	月刊	105	婦人公論	月2回
30	エコノミスト	週刊	68	やさい畑	隔月	106	婦人之友	月刊
31	オートバイ	月刊	69	ランナーズ	月刊	107	文芸春秋	月刊
32	オール読物	月刊	70	レディブティック	月刊	108	暮らしの手帖	隔月
33	オレンジページ	月2回	71	ミュージックマガジン	月刊	109	盆栽世界	月刊
34	かがくのとも	月刊	72	家庭画報	月刊	110	旅行読売	月刊
35	キネマ旬報	月2回	73	会社四季報	季刊	111	歴史人	月刊
36	きょうの健康	月刊	74	芸術新潮	月刊	112	歴史街道	月刊
37	きょうの料理	月刊	75	現代詩手帖	月刊	113	和楽	隔月
38	クーヨン	月刊	76	暮ワールド	月刊			

楽田ふれあい図書館

No.	雑誌名	発刊
1	MART	月刊
2	KODOMOE	隔月
3	きょうの料理ビギナーズ	月刊
4	趣味の園芸やさいの時間	隔月
5	旅の手帖	月刊
6	ニコ☆プチ	隔月
7	ゆうゆう	月刊
8	レタスクラブ	月刊

雑誌スポンサー締結中の雑誌

No.	雑誌名	発刊
1	こどものとも0.1.2	月刊
2	CHEEK	月刊
3	たまごクラブ	月刊
4	ひよこクラブ	月刊

寄贈を受けている雑誌

No.	雑誌名	発刊
1	ひととき	月刊
2	WEDGE	月刊
3	MAMOR	月刊
4	時局	月刊
5	サーナ	季刊
6	健康365	月刊
7	チルチンびと	季刊
8	すみごこち	隔月
9	with PETs	隔月
10	ペット宿ドットコム	年2回
11	武道	月刊
12	目の眼	月刊
13	フィッシングカフェ	年3回
14	宇宙へのとびら	季刊

(令和4年3月31日時点)

(5) 特別コレクション

① 「サル文庫」

● 「サル文庫」 オープンの由来

霊長類の世界的研究施設である京都大学霊長類研究所（久保田競所長＝当時。犬山字官林）から1993年3月に、市立図書館にサル（霊長類）に関する文献を寄贈したい旨の提案があった。

この目的には、犬山に立地している霊長類研究所で、実際に行われている研究分野の文献を寄贈することで、市民や地域社会との交流が図れること。また、専門的であるため一般にはなじみの薄い「サル学（霊長類学）」という研究内容について文献を通じて理解を深めてもらうことなどがある。

この寄贈を受け入れるとともに、市立図書館でもサル学関係の図書を選書・購入し、専用のコーナーを設置し、霊長研のほかに、寄贈の賛同を得た（財）日本モンキーセンター（所長・河合雅雄京都大学名誉教授＝当時）からの文献を受け入れて、1993年7月21日に「サル文庫」が市立図書館内にオープンした。コーナーには現在、一般書・児童書を合わせて約980冊が納本されている。

● 「サル文庫」の特徴点

- ① 地方の図書館では、郷土関係の図書を収集するのが主だが、「サルの文献」を収集している図書館は全国的に珍しい。
- ② 地域の特徴を生かした図書館の一翼を担っている。

（参考）

〈京都大学霊長類研究所〉

霊長類に関する総合的研究を目的として、1967年6月に設立された。

1969年には、現在の地に研究所のキャンパス工事が完了。その後、サルの放し飼い実験場や検疫棟、繁殖コロニー、育成舎などを建設し、「実験的研究施設」としての整備を進めている。また、研究所が保有している霊長類の中には、人間と図形文字で意思伝達ができる、世界的に有名なチンパンジー「アイ」「アユム」親子などがいる。

〈（財）日本モンキーセンター〉

1956年に設立。世界サル類動物園では、数百頭のサルを一般公開しており、ほかにも「ビジターセンター」など20余りの園内施設がある。

② 「桑原文庫」

● 「桑原文庫」 オープンの由来

市内で会社経営している桑原正則氏が、同社の創業100周年を記念して、図書館オープン時に書籍整備・購入費として500万円を寄附。図書館では、オープン後、主に図鑑や辞書を購入し、館内に「桑原文庫」を開設した。

現在、同文庫には『正編・群書類従(全30巻)』『続・群書類従(全86巻)』『平安朝歌合大成(全10巻)』『数寄屋建築集成(全9巻)』『編年・百姓一揆資料集成(全16巻)』のほか、レオナルド・ダ・ヴィンチの貴重な複製手稿※(全12巻、約200万円)なども備えられている。

この複製手稿は希望すれば閲覧が可能である。

※フランス学士院蔵「レオナルド・ダ・ヴィンチ パリ手稿」(ファクシミリ版)

「レオナルド・ダ・ヴィンチ パリ手稿」は、全世界で998セットの限定版として発売され、そのうち日本版では115セットが限定刊行された。

③ 「犬文庫」

● 「犬文庫」 オープンの由来

平成30年の犬山市成年関連行事の一つとして、「犬」に関連する書籍を中心としたテーマ別展示の発展形として2018年1月4日に「犬文庫」を開設した。「犬文庫」のコーナーには現在、一般書・児童書を合わせて約600冊を排架している。

この目的には、犬山市が全国で唯一「犬」の名前が付く自治体であり、成年に合わせて地域を盛り上げること。また、「サル文庫」の隣に設置し、「犬猿の仲」である二匹の動物が隣り合わせで排架されることの相乗効果によって利用を促進することなどがある。

「犬文庫」には犬の育て方から介助犬や盲導犬の紹介、犬にちなんだ小説や絵本など、犬関係の図書を選書・購入し、特設コーナーを設置した。

3. 利用統計

(1) 図書貸出冊数（仮登録者分を含む）

（単位：冊）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本館	28,765	32,902	29,517	35,618	36,750	0
楽田分館	1,270	2,424	2,876	1,890	1,155	0
計	30,035	35,326	32,393	37,508	37,905	0

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	35,702	29,582	28,626	29,787	29,933	31,659	348,841
楽田分館	2,225	1,484	1,063	1,510	1,451	1,295	18,643
計	37,927	31,066	29,689	31,297	31,384	32,954	367,484

(2) 利用者数（貸し出しを受けた人数、仮登録者を含む）

（単位：人）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本館	7,469	7,760	6,988	9,508	9,205	0
楽田分館	297	482	562	380	236	0
計	7,766	8,242	7,550	9,888	9,441	0

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	9,261	8,266	7,657	8,309	8,184	8,785	91,392
楽田分館	462	336	243	313	313	292	3,916
計	9,723	8,602	7,900	8,622	8,497	9,077	95,308

(3) 視聴覚資料利用点数

（単位：点）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
館内視聴	0	0	0	0	0	0
館外利用	458	538	434	543	537	0
計	458	538	434	543	537	0

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
館内視聴	0	0	0	0	0	0	0
館外利用	635	514	461	500	450	767	5,837
計	635	514	461	500	450	767	5,837

※新型コロナウイルス感染症対策のため、館内視聴不可となっている。

(4) 登録者数 (市外・県外を含む) (単位: 人)

年齢	6歳未満	6歳～11歳	12歳～14歳	15歳～17歳	18歳～19歳	20歳～29歳
人数	153	832	32	30	29	147

年齢	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計	累計
人数	253	183	78	88	1,825	85,327

年度別登録者数

年度	人数	年度	人数
平成24年度	1,706人	平成29年度	1,265人
平成25年度	1,659人	平成30年度	1,380人
平成26年度	1,720人	令和元年度	1,142人
平成27年度	1,568人	令和2年度	807人
平成28年度	1,508人	令和3年度	1,825人

(5) 予約受付数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館図書	343	476	504	452	392	108	457	407	364	401	435	397	4,736
雑誌	23	76	57	64	60	2	101	65	59	56	47	65	675
AV	2	3	2	3	1	0	7	2	2	5	4	8	39
インターネット	397	446	518	565	623	6	851	778	679	965	840	789	7,457
楽田分館	36	44	25	51	50	0	55	31	25	39	32	39	427
計	801	1045	1106	1135	1126	116	1471	1283	1129	1466	1358	1298	13,334

(6) リクエスト受付数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
冊数	101	102	128	87	89	0	123	99	93	79	90	98	1,089

(7) コピーサービス利用枚数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	63	34	36	57	30	0	44	47	38	40	45	44	478
楽田分館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
計	63	34	36	57	30	0	44	47	38	40	51	44	484

(8) 学習室利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開放日数	24	22	26	24	16	0	25	29	20	21	21	23	251
利用人数	258	289	308	328	289	0	340	238	312	358	348	235	3,303
1日平均人数	11	13	12	14	18	0	14	8	16	17	17	10	13

(9) ホームページ資料検索アクセス回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
パソコン版	10,303	11,774	11,775	13,427	13,910	2,014	122,853	100,017	118,487	113,302	119,605	121,123	758,590
携帯電話版	65,720	77,440	76,383	68,981	88,329	37,947	4	0	0	0	0	0	414,804
計	76,023	89,214	88,158	82,408	102,239	39,961	122,857	100,017	118,487	113,302	119,605	121,123	1,173,394

注) パソコン版は、愛知県内図書館横断検索「愛蔵くん」経由のアクセスも含む。

(10) 本のリサイクル

区 分	冊 数
図書館廃棄図書・雑誌	2,155冊
寄贈図書	491冊
合 計	2,646冊

(11) 相互貸借冊数

図 書 館 名	借 受	貸 出
愛知県図書館	116冊	8冊
春日井市図書館	29冊	33冊
小牧市立図書館	47冊	29冊
江南市立図書館	14冊	13冊
岩倉市図書館	15冊	33冊
扶桑町図書館	15冊	38冊
大口町立図書館	22冊	11冊
その他県内公立図書館	221冊	492冊
国立国会図書館	0冊	0冊
県外公立図書館	21冊	62冊
大学図書館	0冊	0冊
合 計	500冊	719冊

(12) 年間最多利用図書・ベストリーダー

【一般図書部門】

順位	書名	編著者名	出版社	貸出回数
1	そして、バトンは渡された	瀬尾 まいこ	文藝春秋	98
2	ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野 圭吾	光文社	59
3	推し、燃ゆ	宇佐見 りん	河出書房新社	57
3	ライオンのおやつ	小川 糸	ポプラ社	57
5	希望の糸	東野 圭吾	講談社	55
6	マスカレード・ナイト	東野 圭吾	集英社	53
7	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	幻冬舎	52
8	52ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	中央公論新社	51
9	半沢直樹 アルルカンと道化師	池井戸 潤	講談社	50
10	魔力の胎動	東野 圭吾	KADOKAWA	48

【児童図書部門】

順位	書名	編著者名	出版社	貸出回数
1	わたしのワンピース	にしまき かやこ	こぐま社	145
2	しろくまちゃんのほっとけーき	わかやま けん	こぐま社	138
3	びよん	まつおか たつひで	ポプラ社	129
4	11びきのねこ	馬場 のぼる	こぐま社	125
5	もこもこもこ	谷川 俊太郎	文研出版	123
6	ぼくのくれよん	長 新太	講談社	119
6	がたんごとんがたんごとん	安西 水丸	福音館書店	119
8	くだもの	平山 和子	福音館書店	115
8	だるまさんが	かがくい ひろし	ブロンズ新社	115
10	ロボット世界のサバイバル	金 政郁	朝日新聞出版	112

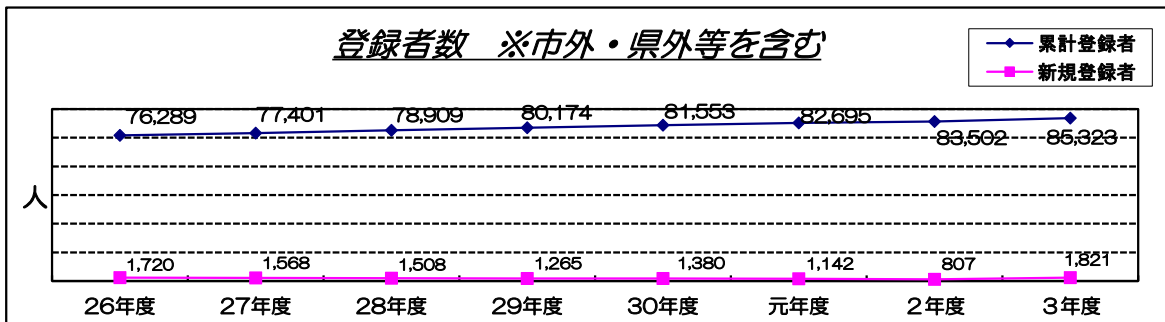
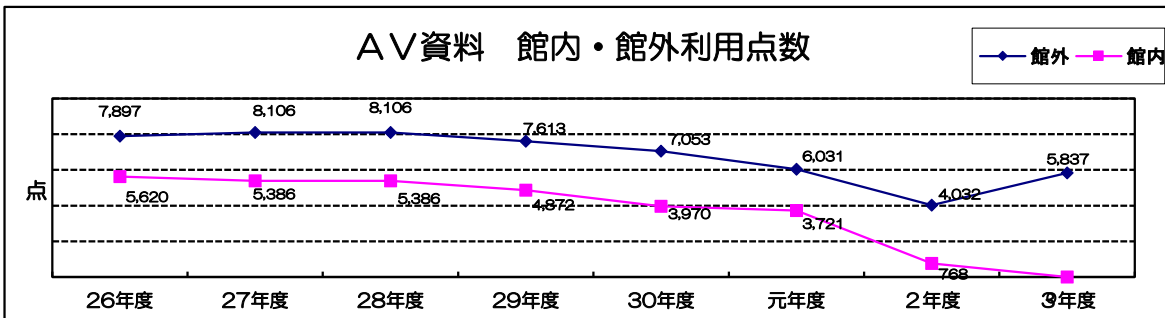
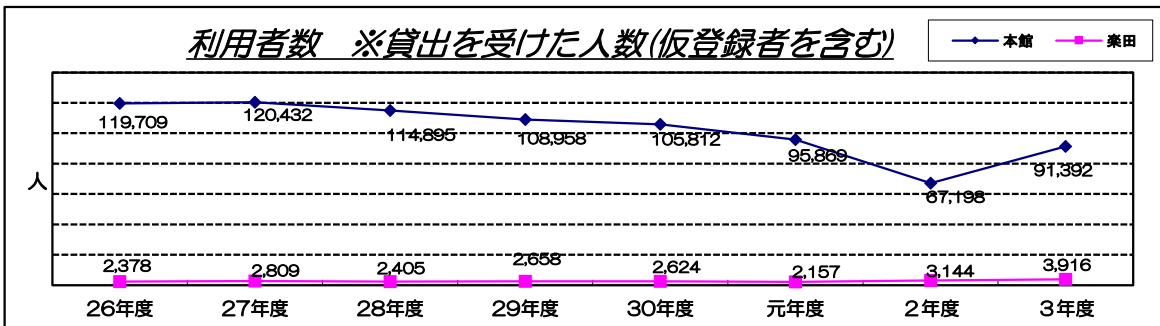
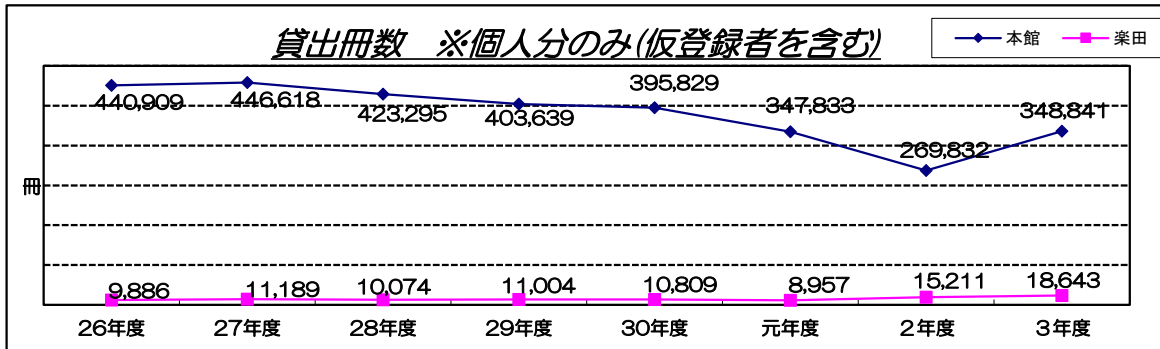
【雑誌部門】

順位	雑誌名	出版社	貸出回数
1	婦人公論	中央公論新社	753
2	オレンジページ	オレンジページ	660
3	こどものとも 0.1.2.	福音館書店	649
4	サンキュ!	ベネッセコーポレーション	623
5	クロワッサン	マガジンハウス	543
6	ESSE	フジテレビジョン	515
7	かがくのとも	福音館書店	383
8	きょうの料理	NHK出版	369
9	プレジデント	プレジデント社	336
10	すてきにハンドメイド	NHK出版	334

【視聴覚部門】

順位	ビデオタイトル	編著者名/監督名	製作社	視聴回数
1	映画クレヨンしんちゃん 嵐を呼ぶアッパレ! 戦国大合戦	原 恵一	シンエイ動画	21
2	昭和歌謡大ヒット大全集	いしだ あゆみ	日本コロムビア	20
2	映画クレヨンしんちゃん ヘンダーランドの大冒険	本郷 みつる	シンエイ動画	20
4	スプーンたんたんたん げんきげんきノンタン	香川 豊	げんきげんきノンタン製作委員会	19
5	映画クレヨンしんちゃん 電撃! ぶたのヒヅメ大作戦	原 恵一	シンエイ動画	18
5	おしりたんてい 1 ブッとかいけつ! おしりたんていとうじょう!	芝田 浩樹	日本コロムビア	18
5	映画クレヨンしんちゃん 雲黒斎の野望	本郷 みつる	シンエイ動画	18
5	映画ひつじのショーン バック・トゥ・ザ・ホーム	マーク・バートン	ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン	18
5	映画クレヨンしんちゃん 嵐を呼ぶモーレツ! オトナ帝国の逆襲	原 恵一	シンエイ動画	18
10	ズートピア	バイロン・ハワード	ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン	17
10	モンスターズ・インク	ピート・ドクター	ブエナビスタホームエンターテイメント/発売	17
10	ピカ★ピカ星空キャンプ 劇場版ポケットモンスター	湯山 邦彦	小学館/発売	17
10	トムとジェリー アカデミー・コレクション	フレッド・クインビー	ワーナー・ホーム・ビデオ	17
10	トムとジェリー ワイルド・スピード	ビル・コップ	ワーナー・ホーム・ビデオ	17

4. 利用状況の推移



5. 図書館実施事業

(1) 行事

(1)-1 図書館行事

ア. 子ども図書館まつり（子ども読書活動推進事業）

内 容：人形劇、手帳作りワークショップ、ミニ工作、など

日 程：4月29日（木・祝）、5月8日（土）、9日（日）

講 師：人形劇サークル「もぐら」、田中稔氏（一級製本技能士）、図書館ボランティア「星とたんぽぽ」

イ. おはなし会

日 程：7月11日（日）

参加者：25人

講 師：庄野俊哉氏（東海テレビ放送編成局次長）

寺尾洋子氏（名古屋フィルハーモニー交響楽団ヴィオラ奏者）

演 題：「庄野アナウンサーと親子いっしょに読み聞かせ～ヴィオラの生演奏で絵本を楽しむ～」

ウ. 子ども俳句教室（子ども読書活動推進事業）

内 容：季節を感じながら言葉遊びをすることで、楽しみながら俳句を学ぶ

日 程：6月13日（日）、10月24日（日）、12月12日（日）、3月13日（日）

参加者：10人

対 象：小学校1年生～6年生

講 師：宮地瑛子氏

エ. おひざでえほん講座（子ども読書活動推進事業）

内 容：読み聞かせの大切さ、絵本のすばらしさを伝える

日 程：6月27日（日）、8月29日（日）※第2回はコロナにより中止

参加者：10組

対 象：乳幼児の親子

講 師：古川よし子氏（どんぐり文庫主宰）

オ. 子ども司書養成講座（子ども読書活動推進事業）

内 容：図書館や本に関する知識と技術を学び、学校や友達との交流の中で本や読書の楽しさを伝える読書リーダーを養成する

日 程：12月11日（土）、18日（土）、25日（土）

参加者：5人

対 象：市内在住小学校4年生～6年生

講 師：市立図書館司書

カ. 工作教室

内 容：夏休みの工作教室「まが玉作り」

日 程：7月17日（土）

参加者：10人

対 象：小学生

講 師：高林徹雄氏

キ. 講演会（子ども読書活動推進事業）

日 程：11月14日（日）

参加者：40人

対 象：小学生以上

講 師：真鍋真氏（国立科学博物館副館長）

演 題：「絵本でめぐる生命の旅」

ク. 修理教室 本の修理教室

内 容 : 本の仕組みと修理を学ぶ
日 程 : 11月28日(日)
参加者 : 8人(一般)
対 象 : 一般(小学4年生以上)、図書館サポーター、認定子ども司書
講 師 : 田中稔氏(一級製本技能士)

ケ. 読み聞かせボランティア養成講座(子ども読書活動推進事業)

内 容 : 読み聞かせに必要な知識、技術を学ぶ
日 程 : 1月13日(木)、2月17日(木)、3月17日(木)
参加者 : 各回10人
対 象 : 本の読み聞かせに興味のある人
講 師 : 古川よし子氏(どんぐり文庫主宰)

コ. 暮らしの法律セミナー

内 容 : 相続と遺言
日 程 : 1月15日(土)
参加者 : 20人
対 象 : 20歳以上の大人
講 師 : 中村弥生氏(弁護士)

サ. むいぐるみおとまり会

内 容 : 参加者のむいぐるみが図書館にお泊りした様子をスライドショーにし鑑賞する読み聞かせあり
日 程 : 8月21日(土)~22日(日)
参加者 : 8人
対 象 : 小学校3年生以下
講 師 : 古川よし子氏(どんぐり文庫主宰)

シ. DVD上映会(平和事業)

内 容 : 平和をテーマにしたDVDを上映「おじゃる丸スペシャル「わすれた森のヒナタ」
日 程 : 8月15日(日) 午前11時~午前11時45分
参加者 : 20人
対 象 : 児童向け

(1) -2 図書館ボランティア、図書館サポーター協力行事

ア. わくわくドキドキおはなし会

日 程 : 4月 ※コロナにより中止

イ. 「ひよこちゃん」おはなし会

内 容 : 絵本の読み聞かせ・紙芝居・手遊びなど
日 時 : 7月~3月毎月1回(第1水曜日) 午前11時~午前11時30分
定 員 : 親子15組
対 象 : 1歳~未就園児
講 師 : 図書館ボランティア「星とたんぽぽ」

ウ. 「ももたろう」おはなし会

内 容 : 絵本の読み聞かせ・紙芝居・手遊びなど
日 時 : 毎月 第2・第4土曜日 午前11時 ~ 午前11時30分
対 象 : 幼児~大人
講 師 : 図書館ボランティア「ももたろう」

エ. ストーリー・テリング

内 容 : 世界の昔話の素語り
日 時 : 奇数月 第3土曜日 午前11時 ~ 午前11時30分
対 象 : 5歳以上
講 師 : 図書館ボランティア「おはなしぼっくす」

オ. 紙芝居

内 容 : 紙芝居・手遊び
日 程 : 毎月第1土曜日 午前11時~午前11時30分
対 象 : 幼児
講 師 : 図書館ボランティア「けるるんくっく」

カ. ちょっと早めのクリスマスおはなし会

内 容 : 絵本の読み聞かせ・紙芝居・手遊びなど
日 時 : 12月1日(水) 午前11時 ~ 午前11時45分
対 象 : 1歳~未就園児と保護者
講 師 : 古川よし子氏(どんぐり文庫主宰)、図書館ボランティア「星とたんぼぼ」、図書館職員

キ. 工作教室

内 容 : 身近な材料を使って工作「マジック用具作り」
日 程 : 7月31日(土) 午前・午後の2回
参加者 : 各回10組
対 象 : 小学生親子
講 師 : 図書館サポーター 大谷孝雄氏

ク. 朗読ライブ(平和事業)

日 程 : 8月15日(日)
参加者 : 40人
対 象 : 一般
講 師 : 図書館ボランティア「朗読ユニットまどか」
演 題 : 「語り継ぐ平和への願い」

ケ. 工作教室

内 容 : カードで作るスノードーム
日 程 : 12月19日(日)
参加者 : 10人
対 象 : 小学生
講 師 : 図書館ボランティア「手作り絵本同好会」

コ. ミニ朗読会

日 程 : 3月26日(土) ※コロナにより中止
定 員 : 20人
対 象 : 一般
講 師 : 図書館ボランティア「朗読ユニットまどか」
演 目 : 「まどかの小さな朗読会」

サ. 読書会

内 容 : 課題本の書評、感想を話し合い、感想文を広報犬山図書館だよりに掲載
日 時 : 毎月第4金曜日 午後2時 ~ 午後4時
対 象 : 一般
講 師 : 図書館ボランティア「藍の会」

(1) - 3 図書館見学（市内小学校）

日 程	学 校 名	参 加 人 数
5月27日	犬山西小学校	2年生 76名
10月20日	栗栖小学校	2年生 2名
11月4日	犬山北小学校	2年生 84名
11月5日	犬山南小学校	2年生 70名
11月16日	城東小学校	2年生 120名
12月2日	池野小学校	1年生 13名
12月7日	羽黒小学校	2年生 74名

(1) - 4 職場体験学習（市内中学校）

日 程	学 校 名	参 加 人 数
8月3日～4日	犬山高校 普通科	2名
10月20日～22日	南部中学校	3名
10月28日～29日	城東中学校	3名
11月11日～12日	東部中学校	3名

(1) - 5 インターンシップ

日 程	学 校 名	参加人数
11月9日～11月12日	犬山高等学校	2年生 3名
8月31日～9月4日	名古屋経済大学	4年生 2名

(1) - 6 青少年によい本をすすめる県民運動（10月1日～10月31日）

「優れた本」を読み、心の糧にすることは、豊かな人間性を培う上で大きな役目を果たす。青少年に良い本に親しんでもらうため、家庭・学校・地域社会で、青少年によい本をすすめる運動を展開した。

(ア) スローガン：「育てよう 豊かな心 読書から」

(イ) 実施活動

○啓発資料の配布（10月、小中学校・公共施設へ）

○犬山市広報（10月15日号）の図書館だよりに掲載

○図書館カウンター前に推薦図書の展示（10月1日～31日）

(1) - 7 広報誌発行

広報誌名	回数
広報犬山「図書館だより」	年12回
わん Books	年6回
としょかんだより	年12回

(1) - 8 インターネットでの広報

広報誌名	回数
犬山市立図書館ホームページ	https://www.lib.inuyama.aichi.jp/
犬山市立図書館公式フェイスブック	https://www.facebook.com/犬山市立図書館-1865167643722405/

(2) ボランティアグループ等

団体名称	活動日	活動内容
星とたんぽぽ	7月～3月第1水曜日 (ひよこちゃんおはなし会) 毎月 第1日曜・第3土曜日	未就園児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び 子ども未来園等への派遣おはなし会
おはなし会 「ももたろう」	毎月 第2・4土曜日	幼児・児童を対象に、絵本の読み聞かせ、紙芝居 子ども未来園等への派遣おはなし会
おはなしぼっくす	奇数月 第3土曜日	ストーリー・テリング 子ども未来園等への派遣おはなし会
読書会 「藍の会」	毎月 第4金曜日	課題本の読書後、感想を話し合う 「広報犬山」今月の一冊への寄稿
手作り絵本同好会	毎月 第4火曜日	創作手作り絵本製作 「ひよこちゃんおはなし会」への作品提供
すずらん	毎月 第2・4火曜日	キーパー、ブッカーの切り出しなど
けるるんくっく	毎月 第1土曜日	紙芝居の読み聞かせ
朗読ユニット 「まどか」	不定期	朗読会の開催

6. 図書館のあゆみ

1982年7月1日 (昭和57年)	犬山市立図書館建設調査委員会設置要綱制定 同調査委員の委嘱(15人)
11月1日	第1回図書館建設調査委員会の開催
1983年7月5日 (昭和58年)	第2回図書館建設調査委員会の開催
10月6日	第3回図書館建設調査委員会の開催
10月31日	第4回図書館建設調査委員会の開催
11月29日	建設調査委員会会長より市長へ調査報告書提出
1985年2月27日 (昭和60年)	市立図書館建設設計競技の実施(設計事務所6社が参加)
1987年11月16日 (昭和62年)	市立図書館建設計画案の一部変更(地下駐車場の建設計画)
1988年10月28日 (昭和63年)	犬山市立図書館建築確認申請許可
12月26日	土地収用法に基づく事業認定申請
1989年3月22日 (平成元年)	土地収用法に基づく事業認定許可
1990年6月26日 (平成2年)	図書館設置に伴う条例例規審査会
7月1日	旧中央公民館図書室閉鎖
7月31日	犬山市立図書館竣工
8月1日	旧中央公民館図書室から移転作業(8/1~8/2)(蔵書24,137冊を移転)
9月5日	図書館設置及び管理に関する条例提出(同9月20日議決)
10月1日	図書館オープン記念式典
10月2日	図書館一般オープン
11月14日	移動図書館車『ふれあい号』出発式典・運行開始 (定期巡回ステーションとして15か所)
1991年4月1日 (平成3年)	開館時間を午前10時~午後6時に変更
10月15日	視聴覚資料の館外貸出開始
1993年7月21日 (平成5年)	「サル文庫」オープン
1994年4月から (平成6年)	祝日(国民の休日を含む)開館実施 図書・AV資料の館外利用者枠を拡大 (愛知県、岐阜県に居住する者) 図書の館外利用点数を5点から10点に拡大 (AV資料は1点から2点に拡大)
1995年10月1日 (平成7年)	愛知県図書館とのオンライン稼働 図書館コンピュータ新機種稼働
1996年7月1日 (平成8年)	市内学校図書館とのオンライン稼働(4校) (予約システムは11月から)
1997年4月から (平成9年)	毎月の最終日(月末日)開館実施
7月から	市内学校図書館とのオンライン稼働(5校)
1998年5月1日 (平成10年)	市内全小・中学校の学校図書館でオンライン稼働(14校)
12月1日	各務原市立図書館との図書相互貸借協力を開始
1999年8月1日 (平成11年)	常設「本のリサイクル市」を実施

2000年2月2日	国立国会図書館「図書館間貸出」加入館登録
(平成12年) 10月1日	図書館システム新機種稼働
2001年1月4日	図書館ホームページ開設
(平成13年) 4月1日	楽田ふれあい図書館オープン
	個人ボランティア活動開始
5月7日	名古屋経済大学・名古屋経済短期大学部図書館市民開放開始
5月27日	犬山西小ふれあい図書館運用支援開始
2003年1月16日	犬山市社会福祉協議会による「初めて出会う絵本プレゼント事業 (ブックスタート)」協力支援
(平成15年)	
7月1日	携帯電話蔵書検索システム稼働
2004年1月4日	尾張北部広域行政圏(5市2町)図書館の相互利用開始
(平成16年)	
2005年4月1日	楽田ふれあい図書館閉館時間の変更(12:30~16:30 4時間閉館)
(平成17年) 9月30日	市内全小・中学校の学校図書館オンライン休止
2006年7月から	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業参加
(平成18年) 8月31日	移動図書館事業休止
10月1日	障がい者郵送貸出サービス開始
	図書館ホームページリニューアル
10月5日	図書館システム新機種稼働
	利用者用インターネット端末1台設置
	パソコン持込利用席2席設置
2007年1月7日	学校インターネット予約貸出開始
(平成19年) 3月1日	インターネット予約開始
2008年4月1日	雑誌予約開始
(平成20年)	
10月1日~14日	図書館利用者アンケート実施
2009年5月1日	視聴覚資料予約開始
(平成21年)	官報情報検索サービス利用者提供開始
7月1日~8月30日	開館時間の試行延長(10:00~19:00)
11月6日	カラーコピー機設置
11月24日	図書館2階教育委員会事務局が市役所新庁舎へ移転
2010年4月1日	図書館2階教育委員会事務室を展示室にリニューアル
(平成22年)	休館日の変更(祝日・振替休日の月曜日を閉館し、直後の平日を休館)
	学習室の平日開放開始
4月18日	視聴覚資料郷土コーナー設置
6月~8月	開館時間の延長開始(10:00~19:00)
(平成23年) 10月4日	図書館システム新機種稼働
	学校図書館とシステムネットワーク化
	図書館ホームページリニューアル
(平成24年) 10月1日	学校連携試行スタート
(平成25年) 3月	子ども読書活動推進計画策定
	11月1日 市内各出張所での図書館資料返却受付開始
	11月20日 雑誌スポンサー制度開始
(平成26年)	
2014年4月1日	楽田ふれあい図書館閉館日の変更(土曜日、日曜日のみ閉館)
10月31日	犬山西小ふれあい図書館運用支援終了(犬山西小ふれあい図書館閉館による)

	2015年1月1日	図書館広告掲載事業開始
(平成27年)	7月1日	名古屋経済大学図書館との相互交流に関する覚書締結 (犬山市民で犬山市立図書館カード所持者の名古屋経済大学図書館利用登録料無料化)
	10月1日	インターネット予約可能点数を3点から5点に変更
(平成28年)	4月～5月	子ども読書週間おススメ本の展示 (名古屋経済大学図書館連携事業)
	9月1日	視覚障がい者等へのデジータ録音図書等の貸出サービス開始
	10月27日	読書通帳の配布開始
(平成29年)	2月～3月	内藤丈草回顧展開催 (名古屋経済大学図書館連携事業)
	4月1日	犬山市立図書館と名古屋経済大学図書館が所蔵する資料の相互貸借に関する申し合わせ(試行4/1～H30.3/31)
	5月1日	法情報総合データベース「D1-Low.com」検索・閲覧サービス開始
	5月1日	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始
	10月～2月	スタンプラリー「つなげてみよう みんなの図書館」(名古屋経済大学図書館連携事業)
	12月1日	犬山市立図書館公式フェイスブックページ開設
(平成30年)	1月4日	「犬文庫」オープン
	2月2日・9日 ・16日	「犬山子ども司書養成講座」開始
	4月1日	犬山市立図書館と名古屋経済大学図書館が所蔵する資料の相互貸借に関する覚書
(平成31年)	3月2日	講演会「日本刀と犬山の歴史」(名古屋経済大学図書館連携事業)
(令和元年)	5月30日	第二次犬山市子ども読書活動推進計画を策定
(令和2年)	6月20日	楽田ふれあい図書館リニューアルオープン 楽田ふれあい図書館開館時間の変更(10:30～17:00 6時間30分)
(令和元年)	3月30日	子ども読書空間オープン
(令和3年)	10月1日	図書館システム更新
	10月5日～11月2日	名古屋経済大学体験型プロジェクト実施(名古屋経済大学図書館連携事業)
(令和4年)	12月4日	子ども読書空間愛称「ブックキャンプ」の決定

7. 条例及び規則、要綱

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年6月30日
条例第18号

改正 平成24年6月27日条例第21号
(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を犬山市大字犬山字東古券322番地1に置く。

(業務)

第3条 図書館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等の主催及び奨励
- (3) 時事に関する情報及び参考資料の収集、紹介及び提供
- (4) 他の関係機関との資料の相互貸借
- (5) 移動図書館による巡回
- (6) その他図書館活動に必要な業務

(職員)

第4条 法第13条の規定に基づき、図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(管理)

第5条 図書館の管理は、法及びこの条例の規定に基づき、館長が行うものとする。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(利用者の義務)

第7条 図書館の利用者は、図書館の利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、秩序を乱すような行為をしてはならない。

(損害賠償)

第8条 図書館の利用者は、図書館資料、設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第33号抄）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の規定による施設の利用許可を受けている者は、改正後の規定による施設の利用許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年6月27日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

平成2年9月25日
規則第16号

犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）の施行期日は、平成2年10月1日とする。

○犬山市立図書館管理規則

平成2年9月25日
教委規則第3号

改正	平成3年3月25日教委規則第1号	平成4年3月30日教委規則第11号
	平成6年2月25日教委規則第6号	平成9年2月28日教委規則第1号
	平成17年9月1日教委規則第2号	平成18年3月27日教委規則第1号
	平成18年10月24日教委規則第4号	平成22年3月25日教委規則第4号
	平成25年4月1日教委規則第4号	平成31年1月10日教委規則第1号
	令和3年2月1日教委規則第1号	

（趣旨）

第1条 この規則は、犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）第9条の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第2条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

（2）1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

（3）特別整理期間（年1回15日以内において館長が定める期間）

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、教育長の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

（入館の制限）

第3条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

（2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

（3）伝染性疾患のある者

（4）その他図書館の管理上支障があると認められる者

（館内利用）

第4条 図書館資料（以下「資料」という。）を館内で利用する者は、指定された場所において当該資料を利用しなければならない。

2 館内において同時に利用できる資料の数は、1人10点以内とする。ただし、特別の理由により館長の承認を得たときは、この限りでない。

（個人の館外利用）

第5条 資料の館外利用ができる者は、愛知県及び岐阜県に居住する者でなければならない。ただし、館長が特に適当と認めた者は、この限りでない。

2 資料の館外利用をしようとする者は、あらかじめ犬山市立図書館貸出登録申込書（様式第1又は様式第2）を館長に提出し、図書館カード（様式第3。以下「カード」という。）の交付を受けなければならない。

3 館長は、カードの交付にあたって必要があると認めるときは、居住を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

4 カードを亡失若しくはき損し、又はその記載事項について変更があったときは、速やかに、犬山市立図書館カード亡失等届（様式第4）を館長に提出し、カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

5 カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

（個人の館外利用の手続等）

第6条 資料の館外利用をしようとする者は、カードを係員に提示して、その手続を行うものとする。

- 2 個人が同時に館外利用できる資料の数は、1人につき10点以内とし、そのうち、図書及び雑誌については10点、紙芝居については3点、視聴覚資料については2点をそれぞれ上限とする。
- 3 資料の館外利用できる期間は、15日以内とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外利用できる資料の数又は期間を変更することができる。

(団体の館外利用)

第7条 資料を館外利用することができる団体は、市内に所在する官公署の機関、社会教育、文化及び福祉関係の各種団体その他これらに準ずる団体（以下「団体」という。）で、館長が適当と認めた団体とする。

- 2 資料を館外利用しようとする団体の代表者は、犬山市立図書館団体館外利用申請書（様式第5）を館長に提出し、犬山市立図書館団体館外利用許可書（様式第6。以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。

(団体の館外利用手続等)

第8条 団体で資料の館外利用をしようとするときは、その代表者は、許可書を提示して、その手続をするものとする。

- 2 団体の同時に館外利用できる資料の数は、その構成員1人あたり2点以内とし、合計200点を限度とする。
- 3 団体の資料の館外利用できる期間は、2月以内とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外利用できる資料の数又は期間を変更することができる。

(障害者郵送貸出し)

第8条の2 市内に住所を有する者で、身体に障害があり来館することが困難であると認められるものは、郵送による図書の貸出しを受けることができる。

- 2 郵送による図書の貸出しに要する郵便料金の費用は、市が負担する。
- 3 郵送貸出しのできる資料の数は、1人につき3点以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(館外利用の制限)

第9条 貴重図書、辞書類、郷土資料、行政資料、新聞その他館長が不適當と認めたものは、館外利用ができない。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(館外利用の停止等)

第10条 館長は、次に掲げる者に対しては館外利用を禁止し、又は停止することができる。

- (1) 事実を偽ってカード又は許可書の交付を受けた者
- (2) カード又は許可書を改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与した者
- (3) 資料を利用期間内に返納しなかった者
- (4) 資料を亡失し、又は著しくき損した者及びこれらに伴う弁償の責を負わなかった者

(資料の複写)

第11条 資料の複写の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、犬山市立図書館資料複写申込書（様式第7）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の複写の申込みを不適當と認めるときは、当該資料の複写に応じないものとする。
- 3 申込者は、複写に要する実費を負担しなければならない。
- 4 複写に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(移動図書館)

第12条 図書館の広域的活用を図るため、図書館に移動図書館を置く。

- 2 移動図書館は、自動車により市内を巡回し、図書の貸出しを行う。
- 3 第7条から第10条及び第12条の規定は、移動図書館に準用する。この場合において、第6条第3項中「15日以内」及び第8条第3項中「2月以内」を「次回の巡回日」と読み替えるものとする。
- 4 移動図書館の巡回場所、日程等は、館長が別に定める。

(会議室等の利用)

第13条 館長は、図書館の業務に支障がない範囲において、会議室、視聴覚室及びボランティアルーム（以下「会議室等」という。）を次に掲げる者に専用利用させることができる。

- (1) 図書館事業に資する活動を行う団体
- (2) 国、地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体

(3) 地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織

(4) その他館長が認める者

2 会議室等を専用利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、犬山市立図書館会議室等利用申請書（様式第8）を、専用利用しようとする日の属する月の3月前の初日から当該利用日の前日までに、館長に提出し、犬山市立図書館会議室等利用許可書（様式第9）の交付を受けなければならない。

（利用許可の制限）

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しないことができる。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 政治又は宗教を目的とするとき。

(3) その他会議室等の維持管理上不相当と認められるとき。

（遵守事項）

第15条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。

(2) 許可を受けた施設及び設備以外のものを利用しないこと。

(3) 係員の指示に従い、善良な管理者の注意をもって当該会議室等を利用すること。

(4) その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

（亡失等の届出）

第16条 図書館の利用者で、資料、施設及び備品を亡失、汚損、き損等した者は、直ちに犬山市立図書館資料等亡失等届（様式第10）を館長に提出し、その指示を受けなければならない。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月25日教委規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日教委規則第11号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月25日教委規則第6号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月28日教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月1日教委規則第2号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月24日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日教委規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月10日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市図書館協議会規則

平成2年9月25日
教委規則第4号

改正 平成6年3月25日教委規則第11号
平成21年2月25日教委規則第6号

平成9年4月25日教委規則第7号
平成28年3月29日教委規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）第6条の規定に基づき、犬山市図書館協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

3 委員長は、協議会を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日教委規則第11号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月25日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成21年2月25日教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日教委規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則

平成29年3月27日
教委規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 市立小学校の教職員の代表

(2) 市立中学校の教職員の代表

(3) 読み聞かせボランティア団体の代表

(4) 学識経験者

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができ

る。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○犬山市立図書館障害者郵送貸出サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館管理規則（平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。）第8条の2の規定による障害者郵送貸出サービス（以下「障害者サービス」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 障害者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由の1級及び2級のもの
- (2) その他前号に準ずる者で、郵送貸出以外の方法による図書館の利用が困難と認められるもの

(利用登録)

第3条 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用しようとするときは、規則第5条の規定に基づき図書館カードの交付を受けた上で、障害者郵送貸出サービス利用登録申込書（別記様式）を図書館長に提出し、登録を受けなければならない。

(貸出)

第4条 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用して図書館資料（以下「資料」という。）の貸出を受けようとするときは、郵便、電話、ファックス又は来館の方法により申し込むものとする。

2 資料の郵送による貸出の期間は、貸出の日から起算して30日以内とする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

○犬山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）が購入することを決定し、図書館に配架する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、図書資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的として、雑誌スポンサーから提供された雑誌を広告媒体として活用することにより事業者の情報発信の場を提供するものをいう。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、犬山市立図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館に配架する。

2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。

3 スポンサー名及び広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その広告の規格等は別表第1に掲げるとおりとする。

4 スポンサー誌の配架場所は館長が決定する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーが、犬山市広告掲載基準(平成19年1月10日施行)第4条各号に該当する規制業種若しくは事業者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者に係るものは対象としない。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、犬山市広告掲載事業実施要綱(平成19年1月10日施行)第3条第1項各号及び犬山市広告掲載基準第5条各号に該当するものは対象としない。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として犬山市(以下「市」という。)が掲出を決定した月の翌月1日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市が認めたときは期間を延長することができる。

2 広告の内容は四半期ごとに変更することができる。

3 前項の場合においても第7条に規定する犬山市広告掲載審査委員会の審査を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの募集)

第6条 雑誌スポンサーになることを希望する者は、図書館が別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書(様式第1)に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

2 同一年度でスポンサーとなることができる雑誌は5誌までとする。

3 市長は、雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

(雑誌スポンサー広告掲載審査委員会)

第7条 犬山市広告掲載事業実施要綱第8条に規定する犬山市広告掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)にて、広告掲載の可否を審査する。

(広告掲載の順位の決定)

第8条 審査委員会による審査の結果、広告掲載が適当であると認め

られる者が、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、申込み受け順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は公開抽選で優先権を決定する。

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、雑誌スポンサー決定通知書(様式第2)により通知する。

(覚書)

第10条 前条の規定による通知を受け取った者は、速やかに覚書(様式第3)を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

第12条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、市が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

2 支払いは、一括先払いとし、覚書締結後、30日以内に支払うものとする。

3 自動更新時は更新年月日までに毎年度一括先払いとする。

4 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

5 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、市と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

第13条 スポンサー誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

○犬山市立図書館広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の財産を広告媒体として有効活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、もってビジネス支援や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。
 - ア 図書館内の掲示板
 - イ 図書館学習室の壁面
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主 広告掲載を希望する民間企業等をいう。
- (4) 広告取扱事業者 広告主からの広告掲載の仲介業であるかを問わず、広く広告の印刷、製作その他広告に関し対価を得ることを事業として行う民間事業者等をいう。
- (5) 主管課 文化スポーツ課をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他広告媒体に掲載する広告として、市長が適当でないと認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、募集する数、掲載期間等は、当該広告媒体ごとに主管課長が決定するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告媒体の作成及び広告掲載の募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、主管課長が総務部総務課と協議のうえ、市長の承認を得て決定するものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 市長は、市の広報及びホームページにより、広告掲載を希望する者を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、犬山市広告掲載申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の案を添えて、主管課に提出しなければならない。

(犬山市広告掲載審査委員会)

第8条 前条の規定により申込みのあった広告の広告掲載については、犬山市広告掲載事業実施要綱第8条に規定する犬山市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、広告掲載の可否を審査する。

(広告掲載の順位の設定)

第9条 審査委員会による審査の結果、広告掲載が適当であると認められる者が、募集した数を超えるときは、次の各号のいずれかに該当する者を優先し、決定するものとする。

- (1) 市内に事業所等を有する者
- (2) 地域福祉、地域振興等を行い、地域社会に貢献する者
- (3) 公共性の高い事業等を行う者

2 前項の場合において、前項各号のいずれかに該当する者が募集した数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、犬山市広告掲載決定通知書（様式第2）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載を許可した者（以下「広告主」という。）と広告掲載契約を交わすものとする。
（広告掲載料の納入）

第 11 条 広告主は、市が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（広告原稿の作成及び提出）

第 12 条 広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

2 主管課長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容が申込み時における広告案と相違のないことを確認するものとする。

（広告主の責任）

第 13 条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が、市が指定する期日までに納入されないとき。
- (2) 広告原稿が、市が指定する期日までに納入されないとき。
- (3) 広告原稿が、広告案と著しく相違するとき。
- (4) 公益上の理由により、市が広告媒体を使用する必要が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を行うことが適当でないとき。

2 市長は、広告掲載の取消しを決定したときは、犬山市広告掲載取消通知書（様式第 3）により広告主に通知するとともに、広告掲載契約を解除するものとする。

（広告取扱事業者による広告掲載の申込み等）

第 15 条 市長は、広告取扱事業者を通じて広告を募集することができる。

2 広告取扱事業者は、図書館の施設に映像、音声等を出力する機器（以下この条において単に「機器」という。）を設置し、当該機器を用いて広告の表示等を行うことができる。

3 市長は、広告取扱事業者に前項の広告の表示等を行わせるときは、次に定める事項を明示して募集するものとする。

- (1) 広告の表示等を行う場所及び期間
- (2) 機器の種類及び広告の表示等の方法
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、募集に必要な事項

4 市長は、広告取扱事業者による機器の設置の可否を決定したときは、犬山市広告表示機器設置可否決定通知書（様式第 4）により通知するものとする。

5 機器を設置する広告取扱事業者は、犬山市行政財産の目的外使用料条例（昭和 39 年条例第 17 号）の規定に従い市長が定める額を、市が指定する期日までに納入しなければならない。

6 前項の使用料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰すことのできない理由により広告の表示等ができなくなったときは、この限りでない。

7 市長は、広告取扱事業者による広告の表示等の可否を決定したときは、犬山市広告掲載決定通知書により広告取扱事業者に通知するものとする。

8 第 3 条、第 7 条から第 8 条まで及び第 12 条から第 14 条までの規定は、第 2 項の広告取扱事業者が広告の表示等を行う場所の取扱いに準用する。この場合において、第 7 条中「広告掲載を希望する者」とあるのは「広告取扱事業者」と、第 12 条及び第 13 条中「広告主」とあるのは「広告取扱事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○犬山市立図書館ボランティア連絡会設置要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、ボランティア相互の交流を深め、もって読書活動の推進を図ることを目的として設置する犬山市立図書館ボランティア連絡会（以下「連絡会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 読書活動の推進に関する事。
- (2) 図書館ボランティアの活動に関する事。
- (3) 図書館ボランティアの交流に関する事。
- (4) 図書館におけるボランティア行事の企画及び運営に関する事。

(会員)

第3条 連絡会の会員は、犬山市立図書館ボランティアとして登録している者及び犬山市立図書館ボランティア団体の構成員のうち連絡会の趣旨に賛同した者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 連絡会に委員長及び副委員長を置き、会員の互選により定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。
- 3 委員長は、連絡会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、委員長が招集する。

- 2 連絡会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

○犬山市図書館所蔵資料複写に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、著作権法(昭和45年法律第48号。以下「法」という。)及び犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)で定めるもののほか、犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館(以下「図書館」という。)において所蔵する資料の複写に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写機の稼働時間)

第2条 図書館の複写機の稼働時間は、図書館の開館時間内とする。

(複写対象)

第3条 複写することができる資料は、図書館が所蔵する資料とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 法に違反するもの
- (2) 技術上複写が困難なもの
- (3) 資料の損傷が著しいもの
- (4) 規則第11条第2項に該当するもの

(複写範囲及び部数)

第4条 複写できる範囲は、別表のとおりとする。ただし、著作権者の許諾を得られた場合は、この限りでない。

- 2 複写部数は、1部とする。

(実費の徴収)

第5条 規則第11条第3項に規定する申込者が負担する複写費用は、複写1枚につき白黒の場合にあっては10円、カラーの場合にあっては50円とする。

(複写方法)

第6条 複写に当たっては、図書館に備え付けられた機器を用いるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

○犬山市立図書館視覚障害者等サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、犬山市立図書館(以下「図書館」という。)による視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)へのサービス(以下「視覚障害者等サービス」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(視覚障害者等サービスの種類)

第2条 この要綱における視覚障害者等サービスは、次に掲げるものをいう。

- (1) デイジー録音図書等(その利用が制限されている視覚障害者等のために作成された点字、デイジー録音図書等の資料及びデイジー録音図書再生機をいう。)の貸出しサービス(以下「資料等貸出サービス」という。)
- (2) 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク(以下「サピエ」という。)におけるデイジー録音図書等のデータを提供するネットワークサービス(以下「サピエ図書館サービス」という。)

(利用対象者)

第3条 視覚障害者等サービスを利用することができる者は、市内に住所を有する視覚障害者等で別表に例示する状態にあつて、視覚により認識される表現方式のままでは著作物を利用することが困難な者とする。

(利用者登録等)

第4条 視覚障害者等サービスを利用しようとする者は、視覚障害者等サービス利用申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に氏名、住所、身体状況等を証明するものを添えて犬山市立図書館長(以下「館長」という。)に提出するものとする。

- 2 前項の申請に当たり、視覚障害者等サービスを利用しようとする者が、代理人に申込書への記入を依頼したときは、申込者に代わり代理人が申込書に記入することができる。なお、視覚障害者等サービスを利用しようとする者から図書館の係員に申込書への記入の依頼があつたときは、申込者に代わり図書館の係員が記入するものとする。
- 3 館長は、第1項の申込みを受理したときは、利用登録確認項目リスト(様式第2)を用いて、前条に規定する利用対象者であることを確認した上で、視覚障害者等サービスの利用者として登録するものとする。

(資料等貸出サービスの利用手続)

第5条 資料等貸出サービスにより利用することができる資料の数は規則第6条第2項に規定する数(デイジー録音図書再生機器にあつては、1台)とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、次条第3号に規定するデイジー録音図書等の貸出期間は、資料を所蔵する公共図書館等の貸出条件に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸し出した資料について他に貸出しの予約がない場合は、1回かつ30日以内の期間に限り貸出期間を延長することができる。
- 3 デイジー録音図書等の貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の2週間前までに、電話又は来館により申込みをしなければならない。

(貸出しが可能なデイジー録音図書等)

第6条 資料等貸出サービスにおいて貸出しが可能なデイジー録音図書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館が所蔵するデイジー録音図書等
- (2) 図書館がサピエ図書館サービス又は国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスによりデータを受信し、CD盤に書き込んで作成するCD盤デイジー録音図書等
- (3) 図書館が借り受けることができる他の公共図書館等が所蔵するデイジー録音図書等

(貸出方法等)

第7条 前条に規定するデイジー録音図書等の貸出しは、視覚障害者等サービス利用者又はその代理人の

来館によるほか、音声データを書き込んだCDの郵送により行うものとする。

2 前項の郵送による貸出しについては、規則第8条の2の規定を準用する。

(サピエ図書館サービスの利用)

第8条 視覚障害者等サービスの利用者は、サピエの個人会員の登録をすることにより、サピエ図書館サービスを直接利用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

○犬山市図書館サポーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の図書館への理解を深めるとともに、市民参加による図書館活動の活性化を図るため設置する犬山市図書館サポーター（以下「サポーター」という。）の登録及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(サポーター)

第2条 犬山市立図書館の館長（以下「館長」という。）は、図書館活動の趣旨に賛同し、運営の支援のためにその知識及び能力を無償で提供できる者を、サポーターとして登録する。

2 サポーターは、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、館長が認める場合は、この限りでない。

(1) 小学生4年生以上であること。（小学生にあっては、犬山市立図書館において実施する犬山子ども司書養成講座に参加し、修了証を得た者に限る。）

(2) 18歳未満の者にあっては、サポーターとして活動することについて保護者の同意が得られていること。

(3) 犬山市立図書館又は楽田ふれあい図書館（以下「図書館等」という。）において実施する研修等に参加できること。

(4) 図書館等の業務に支障をきたすおそれがないと認められること。

(活動の場所及び内容)

第3条 サポーターの活動場所は、図書館等とする。

2 サポーターの活動の内容及び区分は、別表のとおりとする。

(登録)

第4条 サポーターの登録を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、犬山市図書館サポーター登録届（様式第1）を館長に提出するものとする。登録した事項を変更し、又は登録を更新しようとするときも、同様とする。

2 館長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、届出者を犬山市図書館サポーター登録台帳（様式第2）に登載し、サポーターとして登録するものとする。

3 館長は、初めてサポーターの登録を受けようとする者から第1項の届出があったときは、前項の審査とともに、当該届出をした者と面接を行うものとする。

(登録証)

第5条 館長は、前条第2項の登録をしたときは、登録した者（以下「登録者」という。）に対し、犬山市図書館サポーター登録証（様式第3）を交付するものとする。

2 登録者は、サポーターの活動を行うときは、前項の登録証を着用しなければならない。

(登録期間)

第6条 登録期間は、第4条第2項の登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、登録を更新することを妨げない。

(抹消)

第7条 館長は、登録者が、第2条第2項各号の要件を満たさなくなったとき、又は図書館活動に支障をきたす行為を行ったとき等は、その者に係るサポーターの登録を取り消すことができる。

(活動記録)

第8条 登録者は、サポーターの活動を行ったときは、活動記録帳（様式第4）に所定の事項を記入し

なければならない。

(研修)

第9条 犬山市立図書館は、登録者に対し、その活動の区分に応じ、必要な基礎知識及び技能の取得のための研修を実施するものとする。

(遵守事項)

第10条 登録者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令等の規定に違反しないこと。
- (2) サポーター活動の実施中においては、館長の指示に従うこと。
- (3) サポーター活動において知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) サポーター活動において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動をしないこと。

(賠償責任)

第12条 犬山市立図書館は、サポーターの活動により生じた事故、損害、紛争等に係る損害については、その責を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

図書館年報 2022年度（令和4年度）版

2022年（令和4年） 6月発行

編集・発行 犬山市立図書館

（犬山市教育委員会 文化スポーツ課 図書館）

〒484-0083 犬山市大字犬山字東古券322番地 1

電 話（0568）62-6300

F A X（0568）62-4757

Copyright©2011 by Inuyama City Library, Japan

〈犬山市立図書館ホームページURL〉

<https://www.lib.inuyama.aichi.jp/>

〈携帯電話版ホームページURL〉

<https://ilisod001.apse1.jp/inuyama-library/wopc/pc/mSrv>